

総務常任委員会

平成22年6月24日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 6 月 2 4 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市定住自立圏形成方針の策定について
- 議案第 7 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 1 2 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 3 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 4 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

《付託陳情》

- 陳情第 3 号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第 6 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 7 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
- 陳情第 8 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

出席委員（7名）

委員長 島田和雄
委員 林 正一郎
委員 柴田徹也
委員 大塚祐司

副委員長 飯嶋正利
委員 林 俊介
委員 太田將範

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 一哉

説明のため出席した者（24名）

副市長 増田雅男
行政改革推進課長 林 清明
企画課長 神原房雄
税務課長 堀川茂博
会計管理者 高山重幸
監査委員局長 平野修司

秘書広報課長 米本壽一
総務課長 平野哲也
財政課長 加瀬正彦
市民課長 石井 繁
消防長 佐藤清和
その他担当職員 13名

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋
主査 穴澤昭和

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまから委員会を開催いたしますけれども、今回のこの議会から、この4月に新設されました行政改革推進課が総務常任委員会に加わりました。行政改革推進課の役割は、読んで字のごとし、行政改革を推進することによりまして市の健全財政を確保するということがあります。大変明確な目標がございます。今後の林課長をはじめとしまして皆さん方のご活躍をご期待申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

去る15日の本会議におきまして委員会に付託いたしました議案10議案と陳情3件、それと継続審査となっております陳情1件についての審査をしていただくことになっております。どうかよろしく審議のほどをお願いいたしまして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号の平成22年度の一般会計補正予算、議案第2号、議案第3号、議案第4号の条例の一部改正する条例の制定について、議案第5号の火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の定住自立圏形成方針の策定について、議案第7号の千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第12号、議案第13号、議案第14号の税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の専決処分の承認についての10議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決承認くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市定住自立圏形成方針の策定について、議案第7号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の

制定に関する協議について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（加瀬正彦）** それでは、議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも説明申し上げておりますけれども、改めて補正予算の額、それから主な財源につきまして説明いたします。

まず、1ページになります。

補正予算の規模でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,700万円を追加いたしまして、予算総額を269億4,700万円とするものでございます。

次に、予算書の7ページをお願いいたします。歳入になります。

今回の補正の財源として、繰越金を2,874万8,000円計上いたしました。市長が政務報告でも申し上げましたとおり、21年度決算見込みですね、実質収支額は14億5,100万円と見込まれております。このため、繰越金ということでその一部を補正財源とさせていただいております。

そのほか各事業の内容につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

○**委員（林 俊介）** 1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

8ページでございます。

2款の総務費の中で、2,048万円の委託料、不動産鑑定委託料でございますけれども、これは参考までに、だいたい年間何件くらいあるものかお知らせ願いたいと思います。

○**委員長（島田和雄）** 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（堀川茂博）** 年間何件といいますか、今回の補正につきましては、標準地を301か所設けまして、この301か所の、これは土地でございますけれども、それに対する鑑定料、鑑定委託料と、このようになっておりますので、これは3年に1遍の評価替えに備えたものでございます。評価替えをする際に、来年の1月1日現在の基準地の鑑定が必要なものですから、その1月1日の基準点を基にして再来年の鑑定を行うと、こういう事務的順序になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○**委員長（島田和雄）** ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○**総務課長（平野哲也）** 議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げましたけれども、今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、長い法律の名前ですが、この法律の一部改正に伴いまして所要の改正を行うというものでございます。

改正の内容につきましては、育児及び介護を行う職員の深夜勤務の制限に加え、深夜勤務というのは、従来は午後10時から朝の5時まで深夜勤務と言っておりますけれども、この今までは深夜勤務について制限があったと。今度の改正につきましては、今度は、3歳に満たない子のある職員につきましては、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、いわゆる時間外勤務をさせてはならない。これは先ほどは、従来は深夜勤務でしたけれども、今度は、普通の時間外ですね、いわゆる5時15分を過ぎますと時間外ということになりますけれども、そういった勤務もさせてはならない。これはあくまでも本人の申請に基づいて許可をするというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○**総務課長（平野哲也）** 議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

改正の内容については、仕事と子育ての両立支援を一層推進するためのものでございまして、具体的には、育児休業の取得制限を緩和するものと、男性職員の育児休業の支援が主なものとなっております。

お手元のほうに資料としまして、議案第3号の資料、総務課ということで書いて、1枚、A4の四角いグラフのような形になったものをお配りしてございますので、これをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その表によってご説明させていただきます。よろしゅうございましょうか、1枚の配布の資料です。

まず、第1の育児休業等の取得制限の緩和についてということで、これは2条関係でございますけれども、表にありますように、改正前におきましては、職員の配偶者の状況が、専業主婦や育児休業中など当該子を常態として養育できる場合においては、育児休業を取得できなかった、バツテンしてありますけれども、できなかったものでございますけれども、改正後、下のほうになりますけれども、改正後におきましては、配偶者の状況にかかわらず、かわりなくというのは、専業主婦であつたり育児休業をとっていてもなお、その職員は育児休業がとれるようになったということでございます。

続きまして、下の段になりますけれども、2の男性職員の育児休業の支援という部分で書きしてございますけれども、これは表にありますように、男性職員の育児休業取得につきましては、原則として、従来、1回、妻の産後休暇中についてあつたわけですが、妻の母体の養育期間として子を常態として養育することができないとの考えに立ちまして、夫はその期間について育児休業を取得できるということで今までなっておりました。この産後休暇中、この期間に限ってできたということでございますけれども、改正後におきましては、妻の産後休暇中に夫が最初の育児休業をとった場合であっても、再び育児休業がとれるようになったということでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○**総務課長（平野哲也）** 議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員法第55条の2第6項の規定によりまして、職員が給料を受けながら職員団体のための活動ができる場合や期間について改正をするというものでございまして、これは、本年の3月に議決をいただきました、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正において新設されました、時間外勤務代休時間、これは60時間を超える時間があった場合には、その時間外につきまして、時間に基づいて休暇に振り替えることができるという制度でございますけれども、この時間外勤務代休時間というものが付いても、従来あった休日及び休日の代休日と同様の位置づけとするということで、週休日というのはありますけれども、土日は給料のない日ですね、週5日で40時間弱の時間を勤務するわけで、その間にあります祝日ですとか、それから年末年始なんていうのは、休みにはなっていますが、これは給料をもらっている休日ということで、これは従来、そういう休日の間は、職員が給料をもらっているときであっても、そういう休日については職員活動ができるというのが従来の制度です。

今度加えますのは、その60時間を超えた時間外を今度は休日に振り替えることができるという制度が3月にできましたので、その制度についても、その休暇、時間外に代えて休む休暇についても職員の活動ができるという規定を追加したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○**消防長（佐藤清和）** 議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明につきましては、本会議で申し上げましたとおりでございます。

なお、新たに追加されます燃料電池発電設備に関します参考資料をお配りさせていただき

ましたので、色付きの4枚つづりの資料でございますが、後ほど参考にご覧いただきたいと思います。

以上です。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画課長。

○**企画課長（神原房雄）** それでは、議案第6号の旭市定住自立圏形成方針の策定について、補足説明をいたします。

定住自立圏につきましては、地方圏における定住の受け皿を形成するためということの中において、本市が定住自立圏構想を推進する手続きとして提案したものでございます。

策定いたしました定住自立圏形成方針につきましては、目的、基本方針、取り組むべき具体的事項について、国が定める定住自立圏構想の3つの視点、すなわち、1つに、生活機能の強化、2つに、結びつきやネットワークの強化、3つに、圏域マネジメント能力の強化について、それぞれ各地域の具体的な取り組みを規定するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

林委員。

○**委員（林 正一郎）** 1点ちょっと聞きたいのですが、これ、地場産品の地域内容ということが5ページにちょっと書いてあるんですが、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消というやつで、この問題で、この飯岡駅近くで行われている朝市など地元住民主催の活動を地域資源として再評価し、活動を拡充・PR・支援するというふうに、これ、課長さん、ここに書いてありますが、実際にこれ、今、かあちゃん市をやっていますね、海上でね。それで、これ、飯岡でもやっているんですよ、旧飯岡でもね。それ、飯岡には書いていないわけです、これね。水産加工販売とか、こういう体験、飲食の提供を行うというふう

に書いてある。飯岡にそう水産加工業者というのは何社もないんですね、シラスとシラウオだけしかないんですよ。

そういったことで、このせっかく旧飯岡でも、いいおか荘の前でかあちゃん市を立派にやっているわけですね。そういったことをこれからどのように進めていくのかなというふうに、私はちょっとゆうべ、これを見ていましてちょっと疑問を持ったわけですが、農家のこのかあちゃん市の皆さんも、やはり生きていくために、銚子は4ですか、あれね、銚子のそのかあちゃん市場を設立して、それで皆さん一生懸命そこで販売しているわけですよ。だから、市がどんな形でこれを行政指導していくのかなということで、私、この海上地区と飯岡地区の問題。

それと、私は、もう1点この提案したいのは、今、旭の銀座通りで、空き店舗対策、これ書いてありますね、非常にいいことだと私は思っているわけですが、そういった中で、もう一つ、一步踏み込んで、その旧飯岡、まあ海上地区はどうか分かりませんが、旧飯岡地区で非常に空き家が多くなってきたと。店舗もそうですが、空き家が多くなってきた。要するに、息子、娘夫婦が東京に住まいを持っていて、もうどうしても地元へ帰ってこない、就職口がないからどうしても帰ってこない。そうしますと、どうしても空き家になりますね。これをどうするか。これが、やはり市で安く借り上げて、田舎暮らしということでこれを提案していけば、相当効果があるんじゃないかなと。これ、今、富士市とかいろいろやっているわけですが、非常にその効果、山梨辺りでもやっておりますが、効果を見ているわけですね。この点、飯岡地区でもこの空き家で、人が半年も住まなくなっちゃうと家というのはすぐ駄目になっちゃうわけですね、そういったことの問題が全然クリアされていないと。

水産業や海浜レクリエーション施設等の集積を生かしというだけで、飯岡のほうはあとは書いていないということで、非常にちょっと定住自立圏の構想にしては少しお粗末ではないかなと、私はそんなふう感じたもので、そういった、いかに多くの人をこの田舎暮らしで住まわせるかということをやはりもう一步踏み込んで研究する必要があるんじゃないかなと、私はそんなふう感じておりますので、ひとつ、提言でございますので、ご答弁は結構でございます。そういった提言をいたしたい。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） それじゃ、特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長（平野哲也）** 議案第7号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

これは本会議でも申し上げましたように、千葉縣市町村総合事務組合を組織する市町村の中で、廃置分合によりまして、平成22年3月23日から印旛郡の印旛村、それから同じく印旛郡の本埜村が廃止されまして、その区域が印西市に編入されました。同組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う規約の変更をすることにつきまして、あらかじめ関係する地方公共団体の議決を求めるというものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 委員長（島田和雄）** 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

- 税務課長（堀川茂博）** 特にございませんけれども、よろしくをお願いいたします。

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

- 税務課長（堀川茂博）** 国保税につきましても、特に補足する内容はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（島田和雄）** 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(島田和雄) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市定住自立圏形成方針の策定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○**委員長（島田和雄）** 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○**行政改革推進課長（林 清明）** 行政改革推進課から、平成17年度から平成21年度までを計画期間として進めてまいりました旭市行政改革アクションプランの実績についてご報告させていただきます。

お配りいたしました資料、推進期間の実績、旭市行政改革アクションプランをご覧ください。

4ページをお開きください。4ページです。このアクションプランは、太字で記載されております3つのテーマを基本方針といたしまして、7ページ以降にある合計93項目の取組事項を計画したものであります。今般、計画期間の終了に伴いまして、それぞれの取組事項について、実績、効果についての検証を各課にお願いし、結果を取りまとめたものでございます。

8ページをお開きください。

太字の取組事項の下に、推進期間終了時の状況として、実施した事柄、現在の状況等を入れてございます。取組事項は93項目と多岐にわたりますし、最大の成果でありました職員数の削減、これは目標65人に対しまして80人の減少という結果でしたが、これについては本会議でも何度か申し上げておりますので、本日はまず、未着手または停滞との評価になった12項目についてご説明いたします。その他の項目についてはお読みいただければと思います。

それでは、11ページをお開きください。

上段の表の任期付職員制度の導入、それからその次、再任用制度の活用、この2項目が未着手との評価になりました。理由及び状況は、それぞれ表の中に記載しております。再任用制度の活用については、推進委員会でも、積極的に活用すべきとのご意見もいただいたようですが、状況欄に記載のとおり、職員の削減をしている中、また、市そのものが若者の貴重な就職先であることなどから、活用しないことと判断したということでもあります。

次、17ページをお開きください。

表の一番上、フロアマネージャーの設置が未着手、1項目置いて、新庁舎建設計画の策定等が停滞ということになっております。新庁舎につきましては、前市長の方針もありまして、平成20年度から基金を積み立て始めたのみの進捗となっております。

18ページをお開きください。

表にあります行政評価システムの導入、これが停滞と評価されております。停滞の理由は記載のとおりですが、本年度、平成21年度の主要事業につきまして、試行的に担当課による評価というのを始めております。これは、共通の評価シートを作成いたしまして、事業の実施状況、それから費用対効果等を検証してみようというものでありまして、できれば来年度予算の予算査定に生かしたいと考えております。

20ページをお開きください。

真ん中辺りですね、各種審議会等の整理・統合は、未着手と評価されました。推進期間中、区長会の統合以外には手をつけられなかったとのことであります。

次、23ページをお開きください。

一番上の市税徴収率の向上は、停滞との評価です。税務課では、月2回の夜間窓口、さらに年3回は休日窓口、さらに夜間徴収などの実施をして努力をしまいましたが、長引く不況などの社会情勢から、目標に届かない……

(発言する人あり)

○行政改革推進課長(林 清明) すみません、失礼しました。28ページです。

市税徴収率の向上、これは、長引く不況などの社会情勢から、目標に届かない結果となっております。

31ページをお開きください。

一番上、市の刊行物等への有料広告の掲載は未実施、2つ目の予算編成と行政評価との連動、それから32ページをお願いします。各種審議会委員等の報酬額の見直し、これらは停滞との評価になりました。一部の委員の報酬について見直ししたものがあるとのことです。

最後に、42ページ、3番目のパブリックコメント制度の導入については、停滞との評価で、総合計画や都市マスタープランなど市の重要な計画の策定に当たってはパブリックコメントをとったものの、条例を制定して制度化というところまでは至っていないということで、低い評価となっております。

これらの評価につきましては、達成の度合いについて数字で示せないかとのご意見をいただいていたということから、文章での達成状況に加えて、試みとして所管課に5段階の評価をお願いした結果、1、未着手、2、停滞との評価になったもの、これが12項目あるということです。

なお、これ以外の評価といたしまして、3、ほぼ順調、4として、順調、5として、完了、これらの評価となったものが合わせて81項目、これは、全部で93項目でしたので、93分の81ということで、約87%がほぼ順調に進んだということになりました。

以上です。

○**委員長（島田和雄）** ほかにございませんか。

税務課長。

○**税務課長（堀川茂博）** それでは、ちょっと1枚の資料で恐縮なんですけれども、税務課の資料がお手元に配布してございますので、資料は、平成22年度市税当初課税調定額比較表（現年分）という資料でございます。こちらのほうをご覧になりながら説明のほうをさせていただきます。

平成22年度の当初課税事務が終了いたしましたので、主な税目の現年課税分の調定額をご報告いたします。

なお、法人市民税、国有資産等所在市町村交付金、市たばこ税、入湯税については月ごとの調定となりますので、当初予算額を計上してございます。

個人市民税は27億4,600万円で、対前年度比6.7%の減となりました。主な理由は、景気の低迷により給与所得等の減収によるものであります。

固定資産税は29億7,000万円で、対前年度比1.4%の増となりました。内訳といたしましては、土地が8億3,700万円で対前年度比0.9%の減、家屋が16億5,000万円で対前年度比2.5%の増、償却資産が4億8,200万円で対前年度比1.7%の増でございます。主な理由は、建て替え等による新改築に伴うものでございます。

続きまして、軽自動車税は1億4,100万円で、対前年度比0.5%の増となりました。主な理由は、軽自動車の人気により登録台数が増えたことによるものでございます。

都市計画税は2億5,300万円で、対前年度比1.6%の増となりました。主な理由は、固定資産税、土地家屋と同様の理由でございます。

市全体の6月1日現在の調定合計額は69億3,900万円で、対前年度比、調定ベースで2.4%の減でございます。

続きまして、一番下のほうになりますけれども、国民健康保険税の当初現年課税分の調定額をご報告いたします。

国民健康保険税は25億6,900万円で、対前年度比4.3%の減となりました。内訳といたしましては、医療給付費分が17億3,300万円で対前年度比4.5%の減で、後期高齢者医療支援金分が5億4,100万円で対前年度比4.1%の減で、介護納付金分が2億5,400万円で対前年度比3.5%の減でございます。主な理由は、国保加入者の減少及び、個人市民税と同様に景気の低迷により事業所得等の減収によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、企画課のほうから、資料はございませんけれども、旭市総合計画の後期基本計画の策定について申し上げたいと思います。

旭市総合計画につきましては、平成19年度から平成28年度までの10か年の計画というふうになっております。基本計画につきましては、前期基本計画が平成23年度で終了ということになります。今後5年間の計画となります後期基本計画につきましては、期間的に平成24年から平成28年ということになります。これにつきまして、今年、来年、22年度、23年度の2か年で後期基本計画を策定するものでございます。

22年度の業務の内容でございますけれども、22年度につきましては、資料の収集等の基礎調査を実施する予定でおります。大きく分けて3つの調査を計画しております。

1つが、市民の意向調査という部分でありまして、市民の意識調査の実施ということで、市民3,000人程度を対象にまちづくりの市民アンケートを実施する予定でございます。それから、団体アンケートということで、30団体から50団体を対象にグループアンケートを実施すると。そのほか、地区懇談会での意向調査等々を予定しているところでございます。

2つ目の調査としましては、庁内の意向調査ということで、現5か年の基本計画がございします。その計画の評価という部分で、現行施策・事業の調査、課のヒアリング等を実施したい。それと同時に庁内の策定委員会を立ち上げるというものでございます。

3つ目でございますが、主要指標としまして人口推計をいたします。そのほか、財政フレーム、それから策定方針等の検討を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 総務課のほうから、やはり資料はございませんけれども、議員さん

のお耳に入れるということでご報告をさせていただきます。

私のほうの案件ですけれども、地震に関係するプレートの構造調査という形のものでございまして、名称は、九十九里一つくば測線地殻・プレート構造調査というものなんですけれども、実はこれは、文部科学省が実施しております首都圏直下地震防災・減災特別プロジェクトということで、文部科学省が東大の地震研究所に委託しましてこういうプレートの調査をやるということで、北は成田市から香取市、神崎町、その辺から旭市の沖合6キロくらいまでの線ですね、そこをプレート調査するというものでございます。

これにつきましては、調査期間が6月21日から22年7月20日ということで、もう既に調査は始まっているということでございますけれども、6月中はくいを打つ程度で、まだ実際には目に見えないということで、実際に始まりますと、起振車という18トンくらいの大きい車を4台連ねまして、100メートルおきくらいに道路上に置きまして、地下のプレートへ信号を発すると。信号を発して、そのはね返りを調査しまして、プレートの状況調査をする。極めて専門的な調査なんですけれども、こういったことを、旭市の区域にも該当するというところで、実は5月26日に、該当する区の区長さん方には回覧で周知したところでございます。だいたい旭市に該当するところは、中谷里の浜から大規模農道沿いを通りまして、新川沿い、それから鎌数の工業団地の少し東側、その辺から干潟の鐮木のほうへ抜けるルートということでございまして、細かい地点はよく分からないですけれども、100メートルくらいで刻んでやるという情報のようでございます。

いずれにしても、そういうことがあります。地元の関係する区には既に回覧をお願いしましたけれども、議員さん方も、道路を通った時点で、あれ何だろうかということがあろうかと思っておりますけれども、そういう東大の地震研究所が文部科学省の依頼を受けて地震のプレート調査をしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（島田和雄） 次に、陳情の審査を行います。

財政課、秘書広報課、総務課、市民課以外は退室してください。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、陳情第8号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、また、去る第1回定例会において閉会中の継続審査となっております陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情の4件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第3号について、審査をお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらの趣旨については私は同意できるんですけども、既に県の条例で最低の時給が定められているということと、やはり陳情の採択のみならず決議までいきますと、市役所の仕事が増えてしまうと。旭市にとって一番必要なことは、私は経済発展だと思いますので、むしろ旭市の市役所の職員はその経済発展のために知恵を生かすべきで、景気がよくなれば自然に時給も上がってくると思いますので、私は、これは採択するかどうかは別としまして、決議まで持っていく陳情ではないというふうに考えています。

○委員長（島田和雄） そのほかにございませんか。

太田委員。

○委員（太田将範） 賛成の立場で発言させていただきます。

旭市の入札の関係でいきますと、昨年までは、非常に安い単価、6割とか7割というような安い単価での受注というのが非常に多くございました。私どもは商工業者の団体の職員を

している関係もありまして、人件費、要するに労務費だとか社長の給料だとかそういったものから感じますのは、その単価では給料とか労務費の金額が出ないというような状況になっております。

今回、入札制度は改善されましたけれども、制度の運用はこれから改善するといいたしましても、趣旨といいたしましては、工事価格の最低必要限度を確保するということは大変重要なことだと思います。確かに財政課の仕事は、これ決まりますと増えますけれども、しかしながら、かなり、だいたい目指すところは、最低賃金と入札制度の平均労務費等のだいたい中間ぐらいのところを確保しようということですので、かなりこの案が通れば改善されるのではないかということで、賛成いたしたいと思います。よろしくお願いします。

○**委員長（島田和雄）** そのほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○**委員長（島田和雄）** 特にないようですので、続いて、陳情第6号について、秘書広報課より参考意見がありましたらお願いいたします。

秘書広報課長。

○**秘書広報課長（米本壽一）** 本件につきましては、1993年に国連総会で採択されました、国内人権機関の地位に関する原則、いわゆるパリ原則というものがあるらしいんですけれども、それで、人権救済機関を政府から独立して作るよう定められていると。日本においては、政府から独立して人権侵害を救済する機関がありません。その機関の設立について国内外から求められておると。

今回の陳情では、差別、人権侵害の定義があいまいであるために、救済機関により恣意的な運用をされる危険性があるんだと。市民の言動まで介入することが、法律によって逆に重大な人権侵害が起こる可能性があるということなんですけれども、この人権侵害救済法については賛否両論がありまして、担当課としては特に意見はございません。

以上でございます。

○**委員長（島田和雄）** ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

大塚委員。

○**委員（大塚祐司）** 私は、この陳情書に書いてあるとおり、全くそのとおりで、考えているこの内容の趣旨については全面的に賛成なんですけれども、これはあくまでも国政レベルの話であって、市でやるような仕事ではないと思いますので、採択自体には私は賛成いたしま

せん。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

ほかに意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄）　特にないようですので、続いて、陳情第7号について、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也）　陳情の第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書についての参考意見ということでございます。本案件につきましては、たまに憲法上の解釈の問題というのが焦点になりますので、私どもで適切な参考意見はできるかどうか分かりませんが、現在知り得る情報の範囲の中で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、永住外国人ということの定義的なものについて申し上げさせていただくならば、2つあるかと思います。1つには、その中でも特別永住者と呼ばれる方でございますけれども、これは、戦前から終戦になりまして、その終戦後も引き続いて日本に居住されているという方、いわゆる特例で残った方でございますけれども、その多くの方は、韓国、あるいは朝鮮、台湾系の方々、あるいはその子孫ということでございまして、2008年の統計データでございまして、約42万人いらっしゃるということのようでございます。もう一つは一般永住者と呼ばれる方でございまして、これは、一定の要件を満たして永住許可申請をして許可をされ、日本に永住している方でございまして、2008年の統計では約49万2,000人ほどいらっしゃる。国籍別で申し上げますと、いわゆる台湾を含む中国系で29%、これが第1位、第2位がブラジルでございまして22.4%、第3位がいわゆる韓国・朝鮮系で10.8%というような状況のようでございます。

そして、この永住外国人の地方参政権付与の問題につきましては、さまざまな学者の学説、あるいは各政党においても肯定論、否定論いろいろ論じられている状況にあるようでございます。参考に、この事案に関連する1995年の最高裁判所の判例でございまして、これが1つありますので申し上げますと、憲法15条にあります、公務員——公務員というのは総称でございまして、これは議員ですとか長が含まれるわけですが——を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であるというのが憲法15条にあるわけですが、この規定ですとか、あるいは憲法93条第2項に規定されております、地方公共団

体の長、その議会の議員及び法律で定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接選挙するというようなことが、93条にあります。これらの規定がございまして、この憲法第15条でいう国民、あるいは憲法第93条でいう住民には、日本の国民のみを対象とするというもので、我が国に在住する外国人には及ばないと解するのが相当であるという裁判所の判例がございます。これは、そういったことで、原告が地方参政権をとということで訴えたんですけども、この原告の訴えを棄却という形で最高裁判所はされております。

しかしながら、一方で、その附帯の傍論ということで最高裁判所が出しているんですけども、この憲法の第8章に、一方で、地方自治という規定がございます。何条かあります。この地方自治に関する規定につきましては、我が国に在住する外国人のうちでも永住者等で、その居住する区域の地方公共団体と特段に綿密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関係を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されていないのではないかと解するのが相当であるとして、法律による付与については許容の立場からの意見が示されたところであります。

なお、ただし書きがございまして、以下、しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではないという、傍論で附帯が書かれております。つまり、言いかえますと、外国人の参政権そのものは憲法上保障されていないところでございますけれども、地方参政権につきましては、法律をもって参政権を付与したとしても、これは憲法の違反にはならない。それから、その反対ですね、だからといって、法律上の措置をしなかったとしても、これもまた違憲ではないというところで解しているようでございます。

以上、参考になるかどうか分かりませんが、申し上げました。

○**委員長（島田和雄）** ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの審査をお願いいたします。

いかがでしょうか。

大塚委員。

○**委員（大塚祐司）** 私は、この陳情書に書いてあるとおりだと思っています。この内容自体には全面的に賛成します。しかしながら、これは国政レベルの話であって、自民党なり立ちあがれ日本なりを応援すればいいだけのことであり、わざわざ市の仕事とするには不適切だと思いますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

そのほかはどうでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄）　特にないようですので、続いて、陳情第8号について、市民課より参考意見がありましたらお願いいたします。

市民課長。

○市民課長（石井　繁）　それでは、選択的夫婦別姓制度の法制化の関係につきまして、現状等、知り得ている範囲でご説明させていただきます。

この件に関しましては、法務省が本年2月の政策会議で示した改正案は、夫婦別姓の導入を提言した平成8年2月の法制審議会答申に沿った内容だとのこととあります。法制審議会の答申では、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫婦どちらかの姓に統一する同姓か、婚姻前の姓を名乗り続ける別姓かを選択できるようにする。子どもの姓については、夫婦が婚姻前の姓を名乗る場合は、婚姻の際、夫か妻のどちらかの姓に決めて、兄弟姉妹間の姓は統一する。既に結婚している夫婦は、配偶者との合意に基づき、法施行後1年以内に届け出ることによって婚姻前の姓に変えられるというものでございます。

この選択的夫婦別姓制度の法制化について、法務大臣は先の国会での成立を目指す考えを強調しましたが、マスコミ等の報道によりますと、閣内でも反対を明言する者や慎重に対応したいとの意見等により足並みがそろわない状況にありまして、法案を国会に提出するに至らない状況にあるということでございます。

ちなみに、この件につきましては、法制審議会の答申後、平成8年以降、夫婦別姓を求める法案が議員立法等によりまして何回か国会に提出されましたが、いずれも審議未了のため廃案となっているとのこととございます。

市民課としては特に意見はございません。

以上でございます。

○委員長（島田和雄）　ありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司）　私は、この陳情書の内容に全面的に賛成いたします。しかしながら、これも国政レベルの話であり、旭市には農業、漁業、畜産、医療、観光、定住自立圏などたくさん課題がありまして、そちらのほうへ力を傾けて仕事をするべきだと思いますので、こち

らも市役所の職員がする仕事ではないと思いますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦
労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時45分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

初めに、陳情第3号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらにつきましては、旭市で4月より最低制限価格が設けられていま
すので、その様子を見て、意見を市民から拾って、その後にもし陳情が出たらまた審査すれ
ばいいと思ひまして、今ここで採択しなくてもいいんじゃないかというふうに考えています。

○委員長（島田和雄） そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらは国政レベルの話である上に、国政の中、国会議員の中でも意見
が分かれていますので、それに対して旭市が市として意見を言うような問題ではないと思ひ
ますので、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

続いて、陳情第7号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらにつきましても、国政レベルの話である上に、国政の中でも意見が分かれていますので、旭市として意見を言うような問題ではなく、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） そのほかにどうでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

続いて、陳情第8号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） こちらも国政レベルの話である上に、国政の中でも意見が分かれていますので、旭市で特に何か意見を表明するようなことでもなく、採択には反対いたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、陳情第8号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（島田和雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第3号、公契約条例の制定を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第6号、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

陳情第7号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成多数。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

続きまして、陳情第8号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長（島田和雄）** ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○**委員長（島田和雄）** それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄